

相続対策 ワンポイント・レッスン ～昔「資産家」、今「悲惨家」～ その1

今回からシリーズで「相続対策 ワンポイント・レッスン」について、私が相続セミナーや研修会で、相続税の特例や相続に関する一般の人が誤解していることを分かりやすく解説するときに使うフレーズを紹介します。

相続対策に対する考え方や、遺産分割の工夫でこれほど相続税等の負担が大きく異なることなどを中心に解説してありますので、相続税の基本的な仕組みや特例の概要などを知っている人や、相続対策の提案などを通じて営業をされている人にとっても斬新な切り口で一般の人にも訴求力のある内容と思います。

第1回目のテーマは、「昔「資産家」、今「悲惨家」」です。

令和4年の国税庁の統計年報書によれば、換金処分が困難な土地・家屋及び未上場株式等の占める割合は直近5年間の平均値は約42.9%となっています。現金・預貯金の割合は34.9%となっていて年々その比率が高まってきています。相続税の税率は10%～55%で大口資産家にとっては相続税を現金で一時に納付することは困難とされます。

特に、不動産が大半を占める地主に相続が発生すると相続財産である土地等を換金処分、又は物納して納税問題の解決を図ることが多いと思われます。そこで、相続人が相続税の納税に困らないよう換金処分しやすいような土地等を確保しておき、駐車場など低利用で借地権などの権利関係が発生しないよう工夫している事例が多くあります。

しかし、そのような土地等は優良な土地等であり、本来なら孫子の世代まで残すべきもので、有効活用するのに適した土地等であると思われます。このような土地等を相続の都度、売却したり物納に充てたりしていると優良な資産を失い、換金処分困難な土地等や低収益の土地等ばかりが残ってしまうことになりかねません。

相続対策は、「優良な資産」を残すことができるものでなければなりません。そのためには「相続税の軽減対策」だけでなく、「納税資金対策」も車の両輪の如くしっかりと実行しておくことが肝要です。

安易に優良資産の切り売りで、相続税の納税に充てていると「しさん家」から「ひさん家」に転落することとなります。

【平成30年～令和4年・相続財産種類別内訳：課税状況】

(単位：百万円)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
① 土地	6,081,773	5,760,979	6,038,866	6,542,777	7,068,780
② 家屋・構築物	914,688	879,267	930,160	1,013,291	1,109,214
③ 有価証券	2,773,267	2,546,034	2,581,109	3,220,446	3,570,188
④ 同上のうち 未上場株式等	(13,154人) 664,282	(12,613人) 665,593	(13,045人) 603,283	(14,087人) 868,823	(15,012人) 797,463
⑤ 現金・預貯金	5,589,038	5,643,362	5,898,877	6,684,643	7,630,411
⑥ 生命保険金等	678,750	666,130	707,683	800,049	943,365
⑦ 退職手当金等	193,545	189,143	175,396	196,059	208,440
⑧ その他	1,086,822	1,067,499	1,084,746	1,222,103	1,335,919
⑨ 合計	17,317,883	16,752,414	17,416,837	19,679,368	21,866,316
被相続人の数	116,341人	115,267人	120,372人	134,275人	150,858人
相続人の数	300,241人	295,214人	307,333人	341,002人	380,937人
金融資産の割合 (③-④+⑤-⑦)/⑨	49.5%	50.0%	50.3%	51.0%	52.8%
現金・預金の割合 (⑤/⑨)	32.3%	33.7%	33.9%	34.0%	34.9%

相続財産の種類別内訳における顕著な変化は、相続財産に占める現金・預貯金の割合の増加が著しいことです。土地については、近年価額が上昇傾向にあります比較的稳定していると思われます。有価証券は、そのときの経済状況に左右され、前年対比増減を繰返していますが、令和3年以降はかなり上昇しています。

また、換金処分が困難な土地・家屋及び未上場株式等の占める割合は直近5年間の平均値は約42.9%となっています。換金処分が困難な財産の占める割合が高いからこそ、相続税の納税資金の確保のための対策が重要となってきます。

(文責： 山本和義)